

## 米穀の需給調整実施要領

制 定 平成18年11月9日付け18総食第778号  
一部改正 平成19年3月30日付け18総食第1925号  
全部改正 平成20年1月31日付け19総食第949号  
一部改正 平成20年6月6日付け20総食第176号  
一部改正 平成21年3月12日付け20総食第1016号  
一部改正 平成21年8月14日付け21総食第498号  
一部改正 平成22年1月12日付け21総食第881号  
一部改正 平成22年4月1日付け21総食第1161号  
一部改正 平成22年12月28日付け22総食第935号

地 方 農 政 局 長

北海道農政事務所長

農林水産省総合食料局長から 内閣府沖縄総合事務局長 あて

都 道 府 県 知 事

関 係 団 体 の 長

米穀の需給調整については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「施行規則」という。）、米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）及び生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）のほか、本要領に定めるところによる。

### 第1 基本的考え方

1 平成22年産における米穀の需給調整は、戸別所得補償モデル対策を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促すことによって、その実効性確保を図る。

2 食糧法の枠組みを踏まえつつ、行政（国・都道府県・市町村）も、農協系統等と適切に連携して、需給調整に取り組む。

3 全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・全国主食集荷協同組合連合会・全国農業会議所・日本農業法人協会・全国稲作経営者会議・全国米穀販売事業共済協同組合・日本米穀小売商業組合連合会・全国農業共済協会・全国土地改良事業団体連合会等の関係団体及び総合食料局で構成する全国水田農業推進協議会（以下「全国協議会」という。）は、需給調整の着実な実施に向けた取組を推進する。

4 都道府県協議会（基本要綱第Ⅰ部の第5の4の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）・地域協議会（同第5の3の地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して積極的に取り組む。

5 需給調整非参加者や非参加者から集荷している集荷業者・販売業者に対しても、米の需給状況並びに戸別所得補償モデル対策の趣旨及び概要を説明し、需給調整に取り組むよう促す。

## 第2 主食用米の生産数量目標の設定

### 1 全国の需要見通し

全国の需要見通しは、確実に需給バランスがとれる水準に設定することとする

。

### 2 地域別の生産数量目標（需要量に関する情報）

#### （1）都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）

国から提供される都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報を含む。以下同じ。）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省省議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下

「基本指針」という。)において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省総合食料局長(以下「総合食料局長」という。)が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。

## (2) 市町村・地域協議会・認定方針作成者別の生産数量目標

都道府県から市町村、市町村から地域協議会、地域協議会から認定方針作成者(食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針(以下「認定方針」という。)を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。)への生産数量目標の情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。

## (3) 生産数量目標の面積換算値の設定方法

都道府県、市町村及び地域協議会の各段階において提供する面積換算値は、各段階が提供された面積換算値の範囲内に収まるように設定する。

なお、地域の合理的な単収(共済単収を統計の作柄表示地帯別10a当たり平年収量に整合させた単収等)を用いて面積換算値を算定した場合等において、当該面積換算値の都道府県合計が提供された生産数量目標の面積換算値を超える場合には、総合食料局長と個別に協議するものとする。

その際、都道府県協議会は、当該算定方法が確認できる書面を付した協議書を作成し、地方農政事務所長(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。)を経由し、総合食料局長に提出するものとする。

## 3 都道府県間調整

(1) 都道府県別の生産数量目標の提供後、別紙1に基づき都道府県から生産数量目標の増減の申出を受け付けた上で、国が都道府県間の調整を行う。

(2) 総合食料局長は、(1)による調整を踏まえ、補正された都道府県別の生産数量目標を提供する。

## 4 生産数量目標等の決定

認定方針作成者は、地域協議会の代表者から提供された生産数量目標の範囲内で、自らの生産数量目標及び面積換算値（以下「生産数量目標等」という。）を決定するとともに、地域協議会で設定された配分ルールに則して、自らの認定方針に参加する農業者（以下「方針参加農業者」という。）別の生産数量目標等を決定し、方針参加農業者に通知する。

## 5 農業者別の生産数量目標等の補正

農業者別の生産数量目標等については、別紙2により、補正することができる。

### 第3 需給調整の取組として取り扱う米穀等

次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、需給調整の取組（生産数量目標の外数）として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙3及び別紙4において定める。

- 1 加工用米
- 2 新規需要米

### 第4 需給調整の推進に向けた取組

需給調整の推進に向け、次に掲げる取組を行うこととし、別紙5に基づき、取組状況を把握するものとする。

#### 1 地域段階における推進体制

（1）地域協議会は、認定方針に参加せずに水稻生産を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して生産調整方針への参加を促すとともに、需給調整の実施の意向を示す非参加農業者が直接又は間接的に地域協議会に参加できる体制を目指すものとする。

（2）地域協議会は、非参加農業者を含めた当該区域内のすべての水稻生産農業者への生産数量目標の配分に必要な農業者情報（水田台帳）の整備に努めるものとする。

（3）認定方針作成者は、あらかじめ、自らの認定方針に参加する農業者の氏名、住所、水田面積、前年産米の生産数量等の情報を整理した方針参加農業者リスト（以下「農業者リスト」という。）を作成・整備する。その際、組合員などの自らの組織の構成員が農業者リストに含まれておらず、かつ、当該構成員が非参加農業者である場合は、当該構成員の認定方針への参加を促すよう努めるものとする。

#### 2 生産数量目標の配分段階における取組

(1) 地域協議会は、全水稻作付農業者が直接又は間接に参画し、公正な議論の上で、配分ルールを決定し、適切に目標が提供されるよう措置する。

具体的には、市町村長から提供された生産数量目標の範囲内で、認定方針作成者及び非参加農業者の生産数量目標を算定し、それぞれ提供する。

(2) 地域協議会は、(1)に当たっては、地域全体として生産数量目標に即した米生産が行われるよう留意する。

(3) 地域協議会は、目標配分後、配分した数量と面積を都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

### 3 作付段階における取組

(1) 地域協議会は、作付終了後、地域内の水稻作付面積と加工用米・新規需要米の作付面積（この差を「主食用作付面積」とみなす。以下同じ。）を都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

(2) 地域協議会は、農業共済組合や地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）と連絡を密にし、当年産の当該地域全体の水稻作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書・戸別所得補償モデル対策の交付金に係る作付面積確認依頼書と水稻共済細目書異動申告票の様式の一体化、需給調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

### 4 収穫段階における取組

(1) 地域協議会は、収穫後、地域内の総収穫量（篩下米を含む。）と、主食用途以外の米穀（くず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米）の販売予定数量（この差を「主食用販売数量」とみなす。以下同じ。）を把握する。

(2) 地域協議会は、農業共済組合や地方農政事務所等と連絡を密にし、当年産米の当該地域全体の収穫量を把握する。

その際、需給調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との収穫量（作付面積・作柄等）についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

(3) 地域協議会は、主食用販売数量等について、都道府県協議会経由で全国協議会に報告

する。

## 第5

### 需給調整の推進状況の把握

需給調整の推進状況については、都道府県・市町村等のそれぞれが客観的なデータとして把握している地域全体としての主食用作付面積により把握することを基本とする。

なお、具体的な把握方法については、別紙6に定める。

## 第6 農協系統の役割等

農協系統は食糧法の枠組みに基づく需給調整の主体である生産者団体として、

- 1 行政と連携して、水田の利活用を図り、需給調整の着実な実施に向け、責任を持って取り組む
- 2 播種前契約、買取集荷等に積極的に取り組み、集荷率を上げる
- 3 篩下米や非主食用米の集荷・販売体制を確立し、多様な米需要に的確に対応することとする。

## 都道府県別の生産数量目標の都道府県間調整の具体的手続

### 第 1 基本的考え方

都道府県別の生産数量目標の都道府県間調整については、需要に応じた生産をより一層促進させる観点から、国が仲介を行う。

### 第 2 具体的な進め方

1 総合食料局長は、都道府県間調整の希望数量の募集に当たっては、生産年の 1 月末を目途に期限を設定する。

2 都道府県間調整を希望する都道府県は、1 の募集期限内に別紙様式第 1 号により、次に掲げる事項について、総合食料局長に申し出るものとする。

(1) 都道府県別の生産数量目標の削減を希望する都道府県については、都道府県別の生産数量目標の削減希望数量 (10 トン単位)

(2) 都道府県別の生産数量目標の増加を希望する都道府県については、都道府県別の生産数量目標の引受希望数量 (10 トン単位) 及び引受希望数量に対する補償の有無

3 総合食料局長は、2 の申出を取りまとめた後、速やかにすべての都道府県知事に対して情報提供する。

4 3 の情報提供に当たっては、都道府県間調整の調整結果の報告期限を、生産年の 2 月中頃を目途に設定する。

5 都道府県知事は、都道府県間調整を行った場合には、4 の報告期限内に別紙様式第 1 - 2 号により、調整結果を総合食料局長に報告するものとする。

## 生産数量目標等の補正について

### 第1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者又は地域協議会の代表者（以下「認定方針作成者等」という。）は、他の認定方針作成者等との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。
- 2 認定方針作成者は、1の補正を行った場合には、別紙様式第2号に別紙様式第3号の写しを添付して、速やかに、地域協議会の代表者に報告する。
- 3 地域協議会の代表者は、地域内の補正結果を取りまとめ、別紙様式第4号により、都道府県協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ別紙様式第4号により、速やかに総合食料局長を経由して全国協議会に報告する。

### 第2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者等は、第1による補正を行った場合は、6月15日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。以下同じ。）までに、補正後の生産数量目標及び面積換算値を、方針参加農業者等に通知する。



## 加工用米について

### 第1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 生産調整方針認定要領第2の1の(1)に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体（以下「全国生産出荷団体」という。）
- 2 生産調整方針認定要領第2の1の(1)に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体（以下「都道府県出荷団体」という。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者

### 第2 加工用米の範囲

#### 1 対象米穀

加工用米とは、2の用途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める醸造用玄米をいう。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

(1) 品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条の品位等検査をいう。以下同じ。）において、3等以上に格付けされた米穀

(2) 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、(1)のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀

(3) 品位等検査の結果3等以上に格付されなかった米穀のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者（以下「全国生産出荷団体等」という。）の申請に基づき、地方農政事務所長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

#### 2 用途

加工用米の具体的な用途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- (1) 清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類

(2) 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）

(3) みそその他米穀を原料とする調味料

(4) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの

(5) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子

(6) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品

(7) その他総合食料局長が特に必要と認めた用途

### 第3 定義

1 加工用米需要者とは、第2の2に掲げる米加工品の製造を業とする者をいう。

2 加工用米需要者団体とは、加工用米需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の加工用米全国需要者団体を除く。）をいう。

3 加工用米全国需要者団体とは、加工用米需要者又は加工用米需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者又は加工用米需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。

4 加工用米需要者団体等とは、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体をいう。

### 第4 作付けの態様

原則として、ほ場1枚を単位として作付けられ、かつ、そのほ場が特定されていることとする。

### 第5 加工用米取組計画の認定等

1 加工用米取組計画認定申請書の提出

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の生産に係る取組計画認定申請書（以下「取組計画認定申請書」という。）を作成する。

なお、取組計画認定申請書については、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第5号により、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては総合食料局長あて、都道府県出荷団体、認定方針作成者及び農業者のうち自ら取組計画を作成

する者（以下「地域流通農業者」という。）にあつては地方農政事務所長等に提出する。

（１）加工用米需要者団体等からの購入計画書（別紙様式第５－１号）

（自ら生産又は集荷した加工用米を、自ら所有する加工施設において米加工品に加工した上で販売する地域流通農業者（以下「自家加工農業者」という。）にあつて

は、購入計画書に代えて加工用米自家加工販売計画書（別紙様式第５－２号））

（２）加工用米の取扱状況（別紙様式第５－３号）

（３）加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第５－４号）

（４）上記のほか、加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容その他総合食料局長又は地方農政事務所長等が必要と認める資料等

## ２ 取組計画の認定

総合食料局長又は地方農政事務所長等は、１により提出があつた取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、速やかにその認定を行い、提出者に通知する。

（１）前年産による過剰米の状況や持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が需要に即した供給量となっていること。

（２）加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実と認められること。

（３）生産予定面積は、生産予定数量を地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別10a 当たり平年収量に整合させた単収等。ただし、多収性品種等共済単収等を利用できない場合にあつては、農業試験場等における実証単収。）で除して算出した数値であること。

（４）前年産において、生産数量目標の内数として生産され、加工用途に販売された米穀の数量が当該年産で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであること。

（５）地域流通農業者にあつては、上記のほか、

ア 第６の加工用米販売契約を締結する加工用米需要者について、原則として当該地域流通農業者と同一都道府県内に所在していること。

イ 加工用米販売契約を締結する加工用米需要者が県組合等の団体に所属している場合は、当該購入計画が、全国生産出荷団体等の取組と重複していないこと。

## ３ 認定結果報告

地方農政事務所長等は、２の認定結果について、別紙様式第６号により速やかに地域協議会の代表者及び総合食料局長に報告する。

なお、総合食料局長への報告は、地方農政局長を経由して行うものとする。

## 第6 加工用米出荷・販売契約等

### 1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者は、加工用米を生産する方針参加農業者との間で、別添1に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を締結し、当該加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積を別紙様式第7号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の6月30日までに、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に提出する。

### 2 加工用米販売契約数量報告

(1) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、第5の2により認定された取組計画（以下「認定取組計画」という。）に基づき、加工用米を加工用米需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した加工用米の販売に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を締結する。なお、全国生産出荷団体

等（自家加工農業者を除く。）と加工用米需要者団体等の取引について、仲介を行う業者（以下「仲介事業者」という。）が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、加工用米販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

ア 他の用途への転用の禁止に関する事項

イ 作柄等の影響により加工用米生産量に増減が生じる場合の契約数量の変更に関する事項

ウ 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

(2) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、(1)の加工用米販売契約の

締結結果を別紙様式第8号に取りまとめの上、生産年の12月15日までに、全国生産出荷団体については総合食料局長に、地域流通農業者については地方農政事務所長等に報告する。

(3) 地方農政事務所長等は、地域流通農業者から別紙様式第8号の提出を受けたときは、これを取りまとめ、地方農政事務所長にあつては地方農政局長を経由し、速やかに総合食料局長に報告する。

### 3 需給調整の実施確認

地域協議会の代表者は、地方農政事務所長等と連携を図り、加工用米の生産を行う農業者（以下「加工用米生産農業者」という。）ごとの生産予定数量が生産数量目標に即した主食用米の生産につながるものとなるかどうかについて確認する際に、1の報告又は認定取組計画を基に、加工用米生産農業者から提出のあった当該年産米の水稻生産実施計画書における加工用米出荷契約数量又は加工用米販売契約数量（以下「加工用米出荷契約等数量」という。）及び生産予定面積の記載内容が適切かどうか確認する。

#### 4 加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更

（1）認定方針作成者及び農業者は、当年産の作柄等の影響により加工用米生産量の変動した場合には、別添2に定めるところにより、当該生産量の変動に応じて加工用米生産農業者ごとの加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更する。

（2）認定方針作成者及び農業者は、（1）により変更を行った場合には、別紙様式第9号により、原則として11月15日までに変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

（3）地方農政事務所長等は、（2）による報告を取りまとめ、速やかに地方農政局長を経由し、総合食料局長に報告する。

## 第7 加工用米の売渡し等

### 1 加工用米の品位等検査等

（1）加工用米生産農業者は、原則として生産年の12月15日までに品位等検査を受ける。

共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀にあつては、原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の（2）の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあつては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

（2）加工用米として流通させる米穀については、販売の際に、全国生産出荷団体等が、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）第4条第1項第1号及び第2項に基づき加工用米である旨の表示を行う。

### 2 生産集出荷数量の報告

認定方針作成者及び農業者は、加工用米として生産又は集出荷した数量について、別紙様式第10号「加工用米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に提出する。

地方農政事務所長等は、提出された加工用米生産集出荷数量一覧表について、そ

の

管轄する地域に係るものを別紙様式第11号に取りまとめの上、地方農政事務所長にあっては地方農政局長を経由して、速やかに総合食料局長に報告する。

3 地域協議会の代表者は、2により報告を受けた加工用米生産農業者ごとの加工用米

生産集出荷数量が、第6の4による変更後の加工用米出荷契約等数量に達しないことにより、加工用米生産農業者の主食用作付面積が、本要領別紙2の第2により当該加工用米生産農業者に通知される生産数量目標の面積換算値を超えることが確認されるときは、加工用米生産農業者の米の需給調整の実施者の判定を取り消し、その取消結果について、別紙様式第12号により、生産年の翌年1月31日までに、地方農政事務所長等に報告する。

## 第8 帳簿の整備及び流通状況の報告

### 1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第13号により、総合食料局長に報告する。

### 2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第13号により、地方農政事務所長等に報告する。

### 3 認定方針作成者、農業者及び仲介事業者

認定方針作成者、農業者及び仲介事業者は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備するものとし、農業者にあっては、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第13号により、地方農政事務所長等に報告する。

### 4 加工用米需要者団体等及び自家加工農業者

(1) 加工用米需要者団体等及び自家加工農業者は、原料米の受払台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておくものとする。

(2) 加工用米需要者団体等及び自家加工農業者は、加工用米の使用状況等について以下のとおり報告する。

ア 自家加工農業者、加工用米需要者（加工用米需要者団体の直接の構成員となっていない者に限る。）又は加工用米需要者団体は、毎月20日までに、前月中に自ら使用した、又は、当該団体の直接の構成員となっている加工用米需要者が使用した加工用米について、別紙様式第14号の加工用米使用状況報告書を地方農政事務所長等及び加工用米全国需要者団体（当該団体の直接の構成員である場合に限る。）に提出する。

イ 加工用米全国需要者団体は、アにより提出を受けた加工用米使用状況報告書を取りまとめ、別紙様式第14号に準じて作成のうえ、各三半期の最終月の翌月の末日までに、総合食料局長に提出する。

## 第9 横流れ防止措置等

### 1 適正流通に係る誓約書の提出

(1) 加工用米需要者団体等及び仲介事業者は、加工用米の販売契約を締結するに当たり、別紙様式第15号による加工用米の適正流通に関する誓約書（以下「加工用米誓約書」という。）を作成し、全国生産出荷団体等に提出する。

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等及び仲介事業者からの加工用米誓約書の写しを、速やかに総合食料局長又は地方農政事務所長等に提出する。

自家加工農業者は、別紙様式第15号による自らの加工用米誓約書を作成し、第5の1の取組計画認定申請書と併せて地方農政事務所長等に提出する。

(2) 加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等は、加工用米のとう精等を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託とう精業者等から別紙様式第16号による加工用米誓約書の提出を受け、(1)の加工用米誓約書とともに総合食料局長又は地方農政事務所長等に提出する。

その際、加工用米の委託とう精業者等は、加工用米の受払台帳等を整備し、加工用米の使用状況を常時明確にしておくものとする。

なお、加工用米需要者団体等にあつては、全国生産出荷団体等を通じて提出するものとする。

### 2 適正流通に係る指導等

総合食料局長及び地方農政事務所長等は、取組計画の認定の際、全国生産出荷団体等、

加工用米需要者団体等、仲介事業者及び委託とう精業者等（以下「加工用米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

### 3 取組計画の認定の取消し等

総合食料局長又は地方農政事務所長等は、加工用米関係者が加工用米出荷契約若しくは加工用米販売契約に従った流通を行っていなかった場合又は不適正な米穀の流通若しくは使用等の事実を確認した場合は、当該加工用米関係者に係る当年産加工用米

の取組計画の認定を取り消すとともに、当面、加工用米の取組を認めないこととするほか、以下の措置を講ずる。

- (1) 生産調整方針の認定を取り消す。
- (2) 取組年度における戸別所得補償モデル対策に係る交付金を返還させる。
- (3) その名称及び違反事実を公表する。
- (4) 加工用米の契約当事者として認めない。
- (5) 食糧法第29条に規定する政府米の買受資格者として認めない。



## 加工用米出荷契約において定める事項について

### 1 出荷契約数量、生産予定面積に関する事項

本要領別紙5の第2の1に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙3の第5の2の(3)により算出する。

### 2 品位に関する事項

品位等検査の3等以上で契約当事者間で決定した品位とする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されない場合にあつては、加工用米需要者と流通について合意した後、地方農政事務所長等の承認を得て加工用米として流通できる旨を記載する。

### 3 売渡し等に関する事項

(1) 認定方針作成者は、加工用米生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米について、全国生産出荷団体等への再委託等ができる旨を記載する。

(2) 加工用米生産農業者からの加工用米の出荷期限について記載する。

### 4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により加工用米出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される加工用米の取扱いについて記載する。

### 5 違約に関する事項

加工用米出荷契約数量を確実に加工用米として出荷する旨記載すること、加工用米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

## 別添2

### 加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更

本要領別紙3の第6の4の(1)の変更は、次により行うものとする。

1 多収性品種による取組等、生産及び乾燥・調製を主食用米と区別して実施した上で出荷される場合は、当該ほ場からの全収穫量を変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とする。

2 加工用米を主食用米と同一ほ場に同一品種で作付けしている場合は、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とする。

#### (1) 作柄変動が生じた場合の変更

当該地域の農林水産省統計の10月15日現在における作柄表示地帯の作況指数を用いて、以下の計算式に基づき算出する。

出荷（販売）契約数量×作柄表示地帯の作況指数／100

#### (2) 加工用米生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更

出荷（販売）契約数量×当該農業者の実単収／当該農業者の配分時の単収

(注1) 当該農業者の実単収＝当該農業者の全収穫量／全作付面積

(注2) 当該農業者の配分時の単収＝当該農業者の生産数量目標／面積換算値

#### 3 自然災害等により減収した場合の変更

全国生産出荷団体等は、加工用米生産農業者から、自然災害等により生産量が減少し、契約に即した出荷が行われないこととなることが確認できる書類の提出を受け、地方農政事務所長等と協議の上変更する。

出荷（販売）契約数量－加工用米生産予定面積／すべての水稻作付面積×減収量

(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量であること。

4 変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量は、30kg換算個単位に調整することとし、その際に生ずる端数については、小数点第一位を四捨五入の方法により整理する。

## 新規需要米について

### 第1 定義

新規需要米とは、国内主食用米及び本要領第3の1の加工用米以外の米穀（稲を含む。）をいう。

### 第2 取組主体

取組主体は、次に掲げる者とする。

- 1 認定方針作成者
- 2 農業者

### 第3 用途

新規需要米の用途は、次に掲げるものとする。

- 1 飼料用
- 2 米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- 3 稲発酵粗飼料用稲
- 4 バイオエタノール用
- 5 輸出用
- 6 青刈り稲・わら専用稲
- 7 主食用以外の用途のための種子
- 8 その他その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさないもの

### 第4 作付けの態様

原則として、ほ場1枚を単位として作付けられ、かつ、そのほ場が特定されているものであることとする。なお、新規需要米のうち特に第3の1及び2については、一般に主食用米よりも低価格で取引されていることにかんがみ、農業者自らが低コスト生産に取り組む必要があることから、多収性品種及び直播栽培の導入等に努めるものとする。

### 第5 取組計画の作成、提出及び認定

1 第2に掲げる者（以下「農業者等」という。）は、別紙様式第17号の新規需要米取組計画書（以下「取組計画」という。）を作成し、以下の書類を添付の上、6月30日までに地方農政事務所長等に提出し、認定を受ける。

(1) 新規需要米の需要者（輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者を含む。以下「需要者等」という。）との間で別紙様式第17-1号により締結した新規需要米の販売等に関する契約（以下「販売契約書」という。）の写し（農業者等と需要者等の取引について、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合にあっては、当該仲介事業者も含めた販売契約書の写し）

(2) 別紙様式第17-2号により需要者等が作成した、適正流通に関する誓約書（以下「新規需要米誓約書」という。）

なお、農業者等は、需要者等と新規需要米のとう精等に係る委託契約を締結する場合は、委託先のとう精業者等から別紙様式第17-3号による新規需要米誓約書の提出を受け、取組計画に添付するものとする。

その際、委託とう精業者等は、新規需要米の受払台帳等を整備し、新規需要米の使用状況を明確にしておくものとする。

2 第3の1又は2の用途に用いられる米穀（以下「飼料用・米粉用米」という。）を生産する農業者等及び需要者等は、その適正流通の確保を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 飼料用・米粉用米が主食用として流通することのないよう、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行う。
- (2) 飼料用・米粉用米及びこれらの加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付ける。
- (3) 飼料用・米粉用米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定する。

3 農業者等は、次に掲げる需要者等との間で販売契約書を締結し、取組計画に添付する場合にあっては、誓約書の添付を省略することができる。

- (1) 輸出用として取り組む場合の相手国需要者
- (2) 子実を採らない用途として取り組む場合の需要者等

4 農業者等は、自らが生産又は集荷した新規需要米（輸出用を除く。）について自らが需要者として使用する場合には、その使用状況が常時分かる帳簿等を備え付けることとする。また、当該農業者等の誓約書を取組計画に添付することをもって、販売契約書の写しに代えることができる。

5 農業者等が取組計画の申請時まで需要者等との販売契約書を締結できない場合は、①その理由、②需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した販売計画及び自らの誓約書を作成し、取組計画に添付の上、地方農政事務所長等に提出する。

また、  
農業者

等は、需要者等への販売が行われる前に、販売契約書と誓約書を速やかに地方農政事務所長等に提出する。

6 地方農政事務所長等は、第5の1により提出があった取組計画について、以下の確認基準に照らし、その内容を審査した上で、適切と判断した場合は速やかに取組計画の認定を行い、その結果を別紙様式第18号により速やかに提出者に通知する。

(1) 当該生産予定数量及び生産予定面積が需要に即したものであること。

なお、生産予定面積は、本要領別紙3の第5の2の(3)により算出する。

(2) 計画された当該用途に確実に流通され、かつ、使用されることが確実に認められること。

(3) 当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものであること。

7 農業者等は、6の認定結果の通知を受けた場合は、別紙様式第19号により7月31日までに地域協議会の代表者に報告する。

8 地方農政事務所長等は、6の認定結果を別紙様式第20号に取りまとめの上、地方農政事務所長にあっては地方農政局長等を経由して、7月31日までに総合食料局長に報告する。

## 第6 作柄等による販売契約数量の変更

農業者等は、当年産の作柄等の影響により新規需要米生産量の変動した場合には、当該生産量の変動に応じて販売契約数量を変更する。

この場合においては、本要領別紙3の別添2に準じて行うものとする。

## 第7 横流れ防止に係る措置

### 1 適正流通に係る指導

地方農政事務所長等は、取組計画の認定の際、農業者等、需要者等仲介事業者及び委託とう精業者等（以下「新規需要米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

## 2 取組実績の報告

### (1) 生産集出荷数量報告

農業者等は、新規需要米として生産又は集出荷した数量について台帳を整備するとともに、別紙様式第21号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に提出する。

なお、地方農政事務所長等は、提出された新規需要米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域のものを別紙様式第22号に取りまとめ、地方農政事務所長にあっては地方農政局長を経由して、速やかに総合食料局長に報告する。

### (2) 売渡実績数量報告

農業者等及び仲介業者は、前月中に売り渡した新規需要米の数量について台帳を整備するとともに、別紙様式第23号に取りまとめ、翌月20日までに地方農政事務所長等に報告する。

### (3) 使用状況報告

生産した新規需要米（第3の3及び6の用途を除く。）を自らが使用する農業者及び需要者等は、新規需要米の前月中の使用状況について台帳を整備するとともに、別紙様式第24号に取りまとめ、翌月20日までに所在地を管轄する地方農政事務所長等に報告する。

## 3 取組計画の認定の取消し等

地方農政事務所長等は、

新規需要米関係者が契約書若しくは誓約書に従った流通を行っていない場合又は不適正な米穀の流通、使用等の事実を確認した場合には、当該新規需要米関係者に係る当年産新規需要米の取組計画の認定を取り消すとともに、当面、新規需要米の取組を認めないこととするほか、以下の措置を講じる。

- (1) 生産調整方針の認定を取り消す。
- (2) 取組年度における戸別所得補償モデル対策に係る交付金を返還させる。
- (3) その名称及び違反事実を公表する。
- (4) 新規需要米の契約当事者として認めない。
- (5) 食糧法第29条に規定する政府米の買受資格者として認めない。

## 第8 米の需給調整との関連

1 地域協議会の代表者は、第5の7の報告があった場合、販売契約書の内容等に基づき、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際は当該作付面積分を控除する。

2 地域協議会の代表者は、生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領について（平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知）第2の3の報告を受けた場合は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って生産する飼料用・米粉用米について、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際には当該作付面積分を控除する。

## 需給調整の推進に向けた取組について

### 第1 需給調整の実効性の確保に向けた推進

国、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関は、相互に連携し、生産数量目標（需要量に関する情報）の配分、水稻の作付け・収穫のそれぞれの段階において、当該市町村の需給調整の取組状況を把握するとともに的確な指導を行う等、需給調整の実効性の確保に向けた取組を推進する。

### 第2 水稻生産実施計画書の作成等

1 農業者は、生産数量目標等の通知を受けた場合（補正後の通知を受けた場合を含む。）は、地域協議会が別紙様式第25号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、速やかに認定方針作成者等に提出する。

2 認定方針作成者は、提出された実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあっては、自らの実施計画書）を、原則として、6月30日を期限とし、地域協議会の代表者が定める日までに、地域協議会の代表者に提出する。

### 第3 報告

#### 1 需給調整の目標配分段階における報告

（1）地域協議会の代表者は、本要領第4の2の（3）に基づき、認定方針作成者及び農業者に対して提供した生産数量目標を取りまとめ、別紙様式第26号により、3月31日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

（2）都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第26号により、4月15日までに、総合食料局長を経由して全国協議会に報告する。

#### 2 作付段階における報告

（1）地域協議会の代表者は、地域内の水稻作付面積を別紙様式第27号により取りまとめ、原則として、7月20日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

（2）都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、原則として、7月31日までに、別紙様式第27号により、総合食料局長を経由して全国協議会に報



告する。

### 3 収穫段階における報告

(1) 地域協議会の代表者は、2の作付段階における報告を基にした地域内の水稻収穫量等を取りまとめ、別紙様式第28号により、10月末日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

(2) 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第28号に別紙様式第28-1号を添付して、11月10日までに、総合食料局長を経由して全国協議会に報告する。

## 需給調整の推進状況の把握方法について

需給調整の推進状況の把握に当たっての具体的な方法は、以下のとおりとする。

### 1 都道府県域の作付面積

都道府県域の需給調整の作付面積については、別紙様式27号により都道府県協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という。）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。

（注）一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が収まる3%を全国一律に設定する。

### 2 市町村域の作付面積

市町村域の作付面積については、別紙様式第28-1号により都道府県協議会が把握した市町村毎の面積とする。

ただし、各都道府県協議会の判断により、統計面積を用いることも可とする。この場合、別紙様式第28-1号を差し替えることとする。